

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 7 年 8 月 2 2 日（金） 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会 午後 2 時 5 0 分
会 場	安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
委員会を構成 する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 1 名 法第 1 8 条による委員数 2 6 名
欠席委員	都築 英治委員、菱田 政量委員、岩瀬 正則委員、 黒田 清吾推進委員、中嶋 邦彦推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、 新山主事補
議事録署名者	4 神谷 孝雄 委員 1 3 加藤 公健 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は ４番 神谷 孝雄委員 １３番 加藤 公健委員

また、欠席者は ７番 都築 英治委員 １１番 菱田 政量委員 １２番 岩瀬 正則委員 ２番 黒田 清吾推進委員 ２６番 中嶋 邦彦推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

☐ 日程第１ 第３５号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１第３５号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号２２番から２５番の４件です。

申請内容は、所有権移転をするものが３件、賃貸借権を設定するものが１件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが１件、農業経営基盤の拡大を図るためが２件、市民農園を開設するためが１件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが３件、農地を管理することが困難なためが１件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

☐ 日程第２ 第３６号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第３６号議案、農地法第５条の規定による申請についてご

説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 58 から 63 番までの 6 件です。受付番号 59・60 番同時申請です。

転用施設別に見ますと、一般個人住宅が 2 件、駐車場が 3 件、粘土採掘場が 1 件です。

お配りしています『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回、個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積 1,000㎡以上の案件について、受付番号 59・60 番同時申請同一事業の駐車場、63 番粘土採掘場の位置図を載せていますので場所をご確認ください。

個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、8月14日（木）に横山淳子委員と岩瀬正則委員に行なっていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第3 第37号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第3 第37号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 13 番及び 14 番の 2 件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第8号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第4 報告第8号、専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号33番から35番の3件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が3件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号141番から146番の6件です。解約事由別にみますと、売却及び転用するためが1件、収用のためが2件、転用するためが3件です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡・報告事項について石原係長から次のとおり説明があった。

1 農地パトロール（利用状況調査）についてでございますが、皆様におかれましては、お忙しい中、また、大変暑い中での農地パトロールにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この件につきまして、委員の皆様には、本日、農地利用状況調査日報告様式を事務局にご提出いただきますよう改めてお願い申し上げます。

なお、調査及び入力はまだの方におかれましては、8月中に対応していただきますようお願いいたします。

また、タブレットの利用に関して不明な点がございましたら、定例会終了後に事務局にご相談ください。

2 農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会についてですが、1ページの資料のとおり、9月9日（火）に知立市のパティオ池鯉鮒にて、ご覧の研修会が開催されますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。

また、当日は市のマイクロバスで送迎をさせていただきますが、バスは午後0時30分にさくら庁舎前を発車します。乗車を希望される方は、必ず当日の午後0時30分前までに、さくら庁舎前にお越しください。

事前に送付いたしました研修会の出欠席の確認につきまして、まだ提出されていない委員の方は、記入の上、机の上に置いてお帰りいただくようお願いいたします。

3 いちじくメニューフェアについてですが、別にお配りしましたチラシのとおり、8月16日から9月15日まで、ららぽーと安城の一部対象店舗で安城産いちじくを使用したメニューを期間限定で販売いたします。

4 おいしいあんじょう特産品フェア2025についてですが、別にお配りしたチラシのとおり、明日8月23日（土）と24日（日）の2日間にわたり、ららぽーと安城で、いちじくや梨などの特産品フェアが開催されます。特産品の販売のほか、試食会、クイズ大会、抽選会などのイベントが開催される予定です。

5 ふれあい田んぼアート2025稲刈りイベントについてですが、別にお配りしましたチラシ裏面のとおりに、9月13日（土）の午前9時より、田んぼアート会場にて稲刈りイベントを行います。定員500名程度の規模で実施する予定です。

6 次回予定でございますが、9月22日（月）の午後1時30分から、本庁舎2階第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を、午後3時30分から研修会を行います。なお、来月の研修会は、収入保険の概要について、愛知県農業共済組合の方をお呼びし、講義をしてもらう予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後2時50分、議長は閉会を宣する。